

異常気象（大雨・台風等）時における対応について

松江西高等学校

異常気象の下、「警報」もしくは「特別警報」が発令されたときは、次のように「始業時刻の変更」または「臨時休業」の対応をとる。

ここでいう、「警報」「特別警報」の発令とは「松江市(学校所在地)」または生徒それぞれの「居住地域」において、「大雨」「洪水」「暴風」「暴風雪」「大雪」のいずれかが発令されたときをさす。

(1) 平日の場合

- ① 当日、午前6時の時点で警報が発令されているときは、自宅待機とする。
- ② 生徒が自宅を出る予定時刻までに警報が発令されたときは、自宅待機とする。
- ③ 登校中に警報が発令された時には、生徒は次のいずれかの方法で対応する。
ただし、アまたはイの場合には学校（0852-21-2925）へ連絡する。
 - ア 安全な場所に避難する。
 - イ 安全を確保しつつ帰宅する。
 - ウ 安全を確保しつつ登校する。
- ④ 午前8時の時点で、「松江市(学校所在地)」に引き続き警報が発令されているときは、臨時休業(休校)とする。
※臨時休業(休校)により、実施できなかった授業については、長期休業等に実施場合もある。
- ⑤ 午前8時まで、「松江市(学校所在地)」の警報が解除された場合は、その時点から安全に留意して登校する。
ただし、生徒の「居住地域」の警報が解除されていない場合や、解除になっても交通機関の運休や河川、道路等の状況から登校が難しく、危険だと判断した時は、自宅待機してその旨を学校又は担任に連絡する。その場合の欠席については「公認欠席」の扱いとする。
※生徒の安全確保を最優先とし、個別の状況判断については十分に尊重する。
- ⑥ 始業時刻後に警報が発令された場合には、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがある。

(2) その他の場合

- ① 定期試験日については午前6時の時点で警報が発令されているときは、臨時休業(休校)とする。
定期試験の未実施分については、別日に実施や中止する等の対応を学校側で判断し、連絡する。
- ② 検定試験等については、前日の下校時まで実施の有無を判断する。
- ③ 部活動等については、一律中止か部顧問が「平日の場合」に準じて判断し、別途指示する。

※ 上記を含め緊急時の対応については、「BLENDによる緊急連絡」、「学校HP(緊急情報)」で連絡しますので、ご確認お願い致します。(未登録者は担任からの電話連絡)